

長野市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、当該公の施設に係る指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。ただし、公募を行わないことについて合理的な理由がある場合は、この限りでない。

(指定管理者の公募の告示)

第3条 市長は、指定管理者を公募するに当たっては、あらかじめ次に掲げる事項を長野市公告式条例（昭和41年長野市条例第1号）の規定の例により告示するものとする。

- (1) 管理を行う公の施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定の期間
- (4) 申請の方法
- (5) 当該公の施設の前年度における利用者数、決算その他運営状況

(指定管理者の指定の申請)

第4条 法人その他の団体であって、指定管理者の指定を受けようとするものは、次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の指定の期間内における管理の業務に関する各年度の事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則等）
- (3) 当該団体の前事業年度の貸借対照表及び財産目録（作成していない団体にあつては、それらに類する書類）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定管理者の指定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当するものうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 前条第1号の事業計画書（以下「事業計画書」という。）による公の施設の運営が住民の

平等利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(指定管理者の候補者の選定の特例)

第6条 市長は、第2条の規定による公募を行わないことについて合理的な理由がある場合、第4条の規定による申請がなかった場合又は前条各号のいずれにも該当するものがなかった場合においては、公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができると思量する法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 前項の規定により選定するときは、市長は、当該団体と協議し、第4条各号の書類の提出を求め、前条各号に照らし総合的に判断を行うものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第7条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内（特別な事情があると認められる場合は、市長が別に定める日まで）に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第9条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施及び利用の状況

(2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績

(3) 管理に係る経費の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして市長が定める事項

(業務報告の聴取等)

第8条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期的に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第9条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他の指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第10条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第11条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(教育委員会の公の施設への適用)

第12条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合には、第2条から前条までの規定及び次条中「市長」とあるのは、「教育委員会」とする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(長野市外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部改正)

2 長野市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成11年長野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(豊野町及び鬼無里村の編入に伴う経過措置)

3 豊野町及び鬼無里村の編入の日（以下「豊野町等編入日」という。）前に豊野町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年豊野町条例第1号）及び鬼無里村公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年鬼無里村条例第22号）の規定により豊野町長若しくは鬼無里村長が行った指定その他の行為又は豊野町等編入日に現に豊野町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例及び鬼無里村公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定により豊野町長若しくは鬼無里村長に対して行っている指定の申請その他

の行為は、この条例の相当規定により市長が行った指定その他の行為又は市長に対して行った指定の申請その他の行為とみなす。

(信州新町及び中条村の編入に伴う経過措置)

- 4 信州新町及び中条村の編入の日（以下「信州新町等編入日」という。）前に信州新町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年信州新町条例第12号）若しくは中条村公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年中条村条例第21号）の規定により信州新町長若しくは中条村長が行った指定その他の行為又は信州新町等編入日に現に信州新町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例若しくは中条村公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定により信州新町長若しくは中条村長に対して行っている指定の申請その他の行為は、この条例の相当規定により市長が行った指定その他の行為又は市長に対して行った指定の申請その他の行為とみなす。

附 則（平成16年12月28日条例第57号）

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成17年6月30日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月30日条例第1号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日条例第2号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月28日条例第53号）

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（令和7年10月10日条例第36号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の長野市公告式条例（以下「新公告式条例」という。）第2条第2項（新公告式条例第3条、第4条第2項及び第5条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う公布及び公表について適用し、施行日前に行った公布及び公表については、なお従前の例による。

(長野市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 前項の規定による改正後の長野市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定は、施行日以後に行う告示について適用し、施行日前に行った告示については、なお従前の例による。